

最近のトピックス

酒類の公正な取引に関する基準の改正

公布：令和4年3月31日
施行：令和4年6月1日

（公正な取引の基準）

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

- （1） 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
- （2） 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

⇒ （1）価格要件と（2）影響要件の双方の要件に該当する場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となる。

（改正前）

○ 売上原価の算定方法

仕入価格から仕入値引（基準が明確に定められ、当該基準が取引の相手方に事前に示され、仕入と密接に関連するものに限る）を控除する。

○ 販管費の配賦方法

酒類事業と他の事業を併せて行っている場合、販管費は酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って配賦する。

※ 公正な取引の基準については、おおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている（組合法86の3⑥）

※ なお、基準制定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされている（組合法86の3②）

基準改正のポイント(リベート関係)

改正前

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、次の3つの要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

- ①リベートの基準が明確に定められ、
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示され、
- ③仕入と密接に関連するものに限る

酒類の公正な取引に関する基準上、仕入値引とみなすことができないリベートについては、酒類の販売に係る販売費及び一般管理費からも控除は不可

改正後

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、次の4つの要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

- ①リベートの基準が明確に定められ、
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示され、
- ③仕入と密接に関連するものに限る、
- ④販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る



《書面等による伝達》

リベート支払者



《契約書、納品書、請求書等の書面又は電磁的記録で伝達する項目》

- ①販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨
- ②リベートの対象となる酒類の銘柄
- ③取引年月日
- ④数量
- ⑤それぞれの酒類ごとの値引きの額及びその合計額を明示

リベート受領者



書面等により伝達



基準改正のポイント(共通費用の配賦方法関係)

改正前

酒類業者が、酒類事業と酒類事業以外の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦。



改正後

酒類業者が、酒類事業と酒類事業以外の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦。

- ・ 酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦できる場合は、その算出根拠が明らかにされている場合に限る。
- ・ 当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、**売上高比により配賦する。**

《算出根拠が明らかにされている場合》

①客観的な資料（事業の実態を把握するために計測を行った結果や書面に記載されている具体的な金額など、販管費を算定するために必要な情報が記載されている資料）

に基づき、

②配賦方法の選択の合理性の具体的な根拠（客観的な資料に基づいて、共通費の費用科目等と選択した配賦方法に合理的な関連性があるなど、事業の実情に即した合理的な理由に基づく選択であること）が示され、かつ、計算過程が明らかにされている場合。

算出根拠が明らかにされていない場合も、売上高比により配賦することになります。

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの

改正が必要なもの（「二十歳」などと規定）

- 登録水先人養成施設等の講師（水先法）
- 帰化の要件（国籍法）
- 社会福祉主事資格（社会福祉法）
- 登録海技免許講習実施機関等の講師（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
- 登録電子通信移行講習実施機関の講師（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律）
- 10年用一般旅券の取得（旅券法）
- 性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）
- 人権擁護委員・民生委員資格（公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号））

改正が不要なもの（「未成年者」などと規定）

- 分籍（戸籍法）
- 公認会計士資格（公認会計士法）
- 医師免許（医師法）
- 歯科医師免許（歯科医師法）
- 獣医師免許（獣医師法）
- 司法書士資格（司法書士法）
- 土地家屋調査士資格（土地家屋調査士法）
- 行政書士資格（行政書士法）
- 薬剤師免許（薬剤師法）
- 社会保険労務士資格（社会保険労務士法） 等約130法律

20歳が維持されるもの

改正が必要なもの（「未成年」などと規定）

- 養子をとることができる者の年齢（民法）
- 喫煙年齢（未成年者喫煙禁止法：題名を改正）
- 飲酒年齢（未成年者飲酒禁止法：題名を改正）
- 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等（児童福祉法）
- 勝馬投票券の購入年齢（競馬法）
- 勝者投票券の購入年齢（自転車競技法）
- 勝車投票券の購入年齢（小型自動車競走法）
- 勝舟投票券の購入年齢（モーターボート競走法）
- アルコール健康障害の定義（アルコール健康障害対策基本法）

改正が不要なもの（「二十歳」などと規定）

- 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢（児童福祉法）
- 船長及び機関長の年齢（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
- 猟銃の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法）
- 国民年金の被保険者資格（国民年金法）
- 大型、中型免許等（道路交通法）
- 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） 等約20法律

※ そのほか、恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）、児童虐待の防止等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等についても規定の整理を行った。

アルコール健康障害対策基本法（概要）

（平成25年法律第109号） 平成26年 6 月 1 日施行

目的（第1条）

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義（第2条、第5条）

アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

アルコール関連問題

アルコール健康障害 及び これに関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題

責務（第4条～第9条）

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条、第14条）

- ・政府は、**アルコール健康障害対策推進基本計画を策定**しなければならない。少なくとも**5年ごと**に検討を加え、必要があると認めるときは、**基本計画を変更**しなければならない。変更しようとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。
- ・都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならない。

基本的施策（第15条～第24条）

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等

アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期】

1. 基本理念

第2期：令和3年度～令和7年度

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

2. 重点課題

アルコール健康障害の発生予防		進行予防	再発予防
重点課題	○飲酒に伴うリスクの知識の普及 ○不適切飲酒を防止する社会づくり		
重点目標	基本計画【第1期】の目標 継続 ①生活習慣病リスクを高める量^(※)の飲酒者の減少 ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上, 女性20g以上 男性 15.3% (H22) → 14.9% (R1) → <u>13.0%</u> (目標) 女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → <u>6.4%</u> (目標) ②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす 高3男子 21.7% (H22) → 10.7% (H29) → 0% (目標) 高3女子 19.9% (H22) → 8.1% (H29) → 0% (目標) 妊娠中 8.7% (H22) → 1.2% (H29) → 0% (目標)		
関連指標	基本計画【第1期】の目標 改定 ③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催 相談拠点 ↔ 医療機関 ↔ 自助グループ等 ④アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上 (現状) アルコール依存症のイメージ (H28 内閣府世論調査) ・本人の意思が弱いだけでなく、性格的な問題である(43.7%) 等 ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、依存症への誤解・偏見 ⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少 (現状) アルコール性肝疾患 患者数 3.7万人 (H29患者調査)、死亡者数 0.5万人 (R1)		
	○アルコール依存症が疑われる者数 (推計) と受診者数の乖離 (いわゆる治療ギャップ) (現状) 受診者数 (NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29) 生涯経験者 [推計] 54万人 (H30) 依存症が疑われる者 (AUDIT15点以上) [推計] 303万人 (H30) など		

3. 基本的施策

※ 下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

① 教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等）
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等

② 不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等

③ 健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進 等

④ アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及
- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築
- ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進
- ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等

⑤ アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進

⑥ 相談支援等

- ・地域の相談拠点を幅広く周知
- ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築
- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等

⑦ 社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等

⑧ 民間団体の活動に対する支援

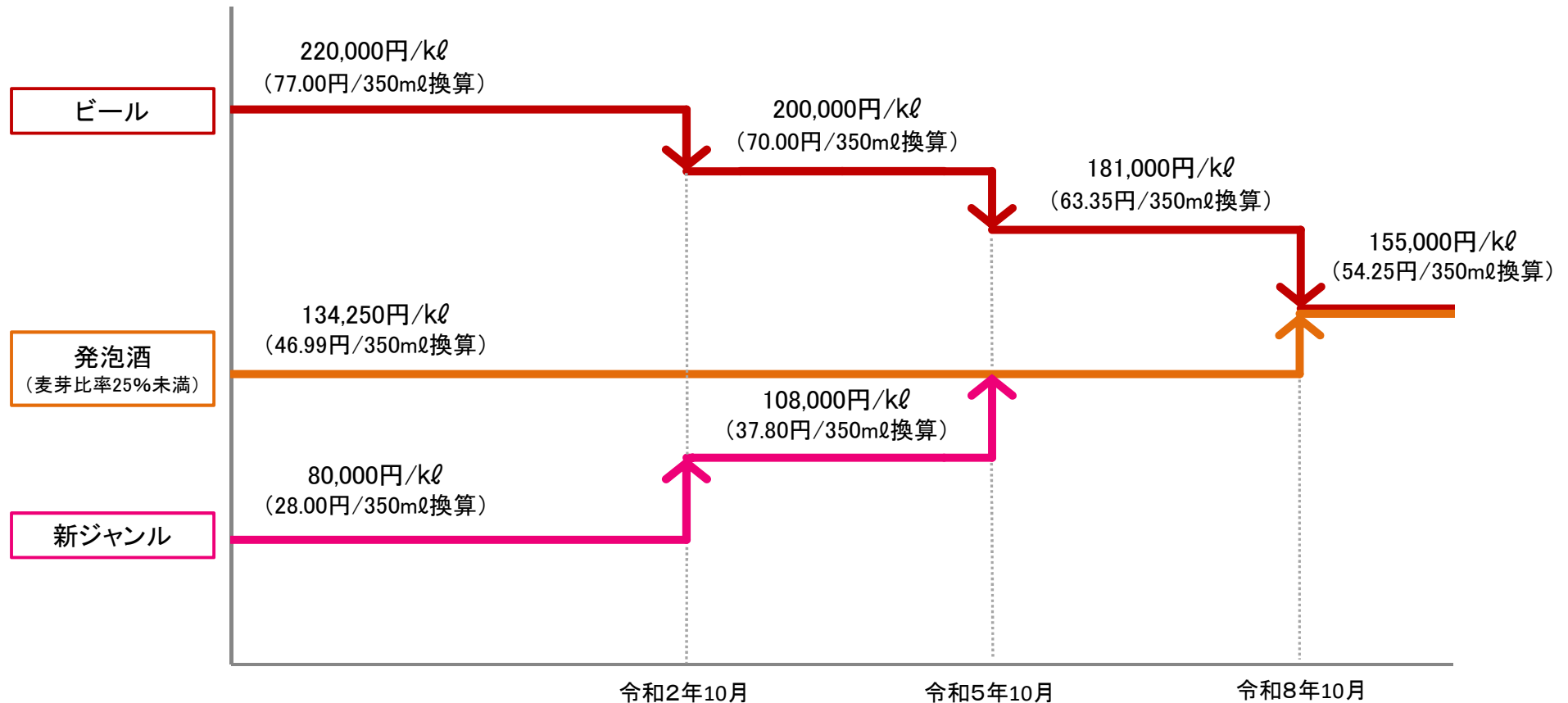
- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

⑨ 人材の確保等 ⑩ 調査研究の推進等

基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲

税率構造の見直し(ビール系飲料)

- ビール系飲料の税率については、令和8年10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する。
- 消費者の負担が急激に変動することとならないよう、税率見直しは3段階に分けて行い、第1段階は令和2年10月に、第2段階は令和5年10月に実施する。



電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

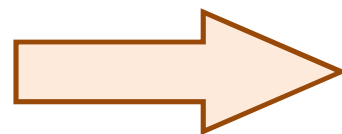
③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)をご確認ください。

詳しくは、 で



こちらからも
特設サイトに
アクセスできます



国税庁
(法人番号 7000012050002)

令和5年4月

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q:「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正削除履歴の保存、 ② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi 以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2 課税年度前）の売上高が「1,000 万円以下」の保存義務者から「5,000 万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

電子帳簿保存法

はじめませんか、書類のスキャナ保存

紙の領収書・請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

どのような書類がスキャナ保存できるの？

- ・ 取引相手から紙で受け取った書類
- ・ ご自身が手書などで作成して取引相手に紙で渡す書類の写し

(例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書など（決算関係書類を除く
国税関係書類）

どのようなメリットがあるの？

- ・ 読み取った後の紙の書類を廃棄できるので、紙の書類のファイリング作業や保存スペースが不要になります。
- ・ 紙で受け取った領収書などをスマホで読み取って経理担当に送付すれば、書類の受け渡しから保存までをスキャナデータのみでできるので、経理担当もテレワークがしやすくなります。
- ・ スキャナ保存を始めるための特別な手続きは、原則（※）必要ないので、任意のタイミングで始められます。

※ スキャナ保存を始めた日より前に作成・受領した重要書類（過去分重要書類）をスキャナ保存する場合は、あらかじめ税務署に届出書を提出する必要があります。

どうやって保存すればいいの？

- ・ スキャナ保存の様々なルールを満たして保存するためには、対応ソフト等を使用することが一般的です。
- ・ ルールに従って保存できる対応ソフト等か確認する方法は、国税庁ホームページに掲載しています。



市販の会計ソフト（JIIMA
認証）については[こちら](#)

自社開発システム等について
の事前相談窓口は[こちら](#)



もっとくわしく知りたいときは？

国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載の取扱通達やQ&Aなどをご確認ください。



こちらから特設サイトにアクセスできます

スキャナ保存を行うためのルールについては、次ページをご確認ください。



国税庁
(法人番号7000012050002)

スキャナ保存を行うためのルール

書類の区分		重要書類 (資金や物の流れに直結・連動する書類)		一般書類 (資金や物の流れに直結・連動しない書類)	
ルール	書類の例	契約書、納品書、請求書、領収書 など	見積書、注文書、検収書 など		
入力期間の制限		次のどちらかの入力期間内に入力すること ① 書類を作成または受領してから、速やか(おおむね 7 営業日以内)にスキャナ保存する (早期入力方式) ② それぞれの企業において採用している業務処理サイクルの期間(最長 2 か月以内)を経過した後、速やか(おおむね 7 営業日以内)にスキャナ保存する (業務処理サイクル方式) ※ ②の業務処理サイクル方式は、企業において書類を作成または受領してからスキャナ保存するまでの各事務の処理規程を定めている場合のみ採用できます			
		一般書類の場合は、入力期間の制限なく入力することもできます (注)			
一定の解像度による読み取り		解像度200 d p i 相当以上で読み取ること			
カラー画像による読み取り		赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)で読み取ること 一般書類の場合は、白黒階調(グレースケール)で読み取ることができます (注)			
タイムスタンプの付与		入力期間内に、総務大臣が認定する業務に係るタイムスタンプ(※1)を、一の入力単位ごとのスキャナデータに付すること ※1 スキャナデータが変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるとは限りません ※2 入力期間内にスキャナ保存したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができます			
バージョン管理		スキャナデータについて訂正・削除の事実やその内容を確認することができるシステム等又は訂正・削除を行うことができずないシステム等を使用すること			
帳簿との相互関連性の確保		スキャナデータとそのデータに関連する帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと (不要)			
見読可能装置等の備付け		14インチ (映像面の最大径が35cm) 以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること 白黒階調(グレースケール)で読み取った一般書類は、カラー対応でないディスプレイ及びプリンタでの出力で問題ありません (注)			
速やかに出力すること		スキャナデータについて、次の①～④の状態ですぐに出力することができるようになること ① 整然とした形式 ② 書類と同程度に明瞭 ③ 拡大又は縮小して出力することができる ④ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる			
システム概要書等の備付け		スキャナ保存するシステム等のシステム概要書、システム仕様書、操作説明書、スキャナ保存する手順や担当部署などを明らかにした書類を備え付けること			
検索機能の確保		スキャナデータについて、次の要件による検索ができるようにすること ① 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 ② 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 ③ 2 以上の任意の記録項目を組み合わせた検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づくスキャナデータのダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、②及び③の要件は不要			

(注) 一般書類向けのルールを採用する場合は、事務の手続 (責任者、入力の順序や方法など) を明らかにした書類を備え付ける必要があります (特設サイトにサンプルを掲載しています。)

電子帳簿保存法

はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存（電子帳簿等保存）

税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

どのような帳簿・書類がデータで保存できるの？

- ・ 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
- ・ 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- ・ パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え

※ 取引先から紙で受け取った書類やデータをプリントアウトした後に加筆した書類（決算関係書類を除きます。）などについては、別途「[スキャナ保存](#)」制度を利用してデータで保存することができます。

会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

- ・ システムの説明書やディスプレイ等を備えていること
 - ・ 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること
- ※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿に限ります。

さらに・・・

一定の帳簿を訂正削除履歴が残るなどの「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存していれば、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることができます。

※ あらかじめ届出書を提出している必要があります。

もっとくわしく知りたいときは？

国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載の取扱通達やQ&Aなどをご確認ください。



こちらから特設サイトにアクセスできます

パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルールについては、次ページをご確認ください。



パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、ダウンロードの求めに応じることができている場合には、②③の要件が不要。

※2 「優良」欄の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができ機能確保している場合には、ダウンロードの求めに応じることができようしておくことの要件が不要。

優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置

一定の帳簿を優良な電子帳簿（上記ルールのうち「優良」欄の要件をすべて満たしている帳簿）として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置を受けます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

対象となる帳簿の範囲や「優良」欄の要件を確認するためのフロー図などを国税庁ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



「優良な電子帳簿」について詳しく知りたい方は[こちら](#)



届出書の様式は[こちら](#)

電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならぬ訳ではありません。
- ・受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるの？

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「[電子帳簿保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。



こちらから特設サイトに
アクセスできます

「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、次ページをご確認ください。

改ざん防止のための措置とは？

- ・ 「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
- ・ 改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁ＨＰに掲載しています。

※ 上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

検索要件を満たすための簡易な方法とは？

専用のシステムを導入していかなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

索引簿のサンプルは、国税庁ＨＰに掲載しています。

【①のイメージ】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
：				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

【②のイメージ】

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.pdf

※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。



改ざん防止のための事務処理規程や索引簿のサンプルは、[こちら](#)から確認できます

電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】

